

法人経営者・個人事業主の皆様へ
事業主負担タイプ

平成30年度

ネットコープ共済制度 新規加入のご案内

〈団体定期保険(S51)〉

【ご意向確認のお願い】

この保険は次の保障を必要とする方に適した保険期間1年の生命保険です。
(更新により一定年齢まで継続可能)

■死亡・高度障害保障

※保障内容の詳細は次ページ以降に記載していますのでそちらをご確認ください。ご加入にあたっては、この保険の保障内容・保険期間・掛金をご自身のご意向(ニーズ)に合致しているかを、このパンフレット(加入勧奨資料)また「ご契約内容(契約概要)・特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」で必ずご確認ください。また、このパンフレット(加入勧奨資料)はお申し込みいただきました後も大切に保管ください。

◆**団体保険のスケールメリットにより、お手頃な掛金負担で充実した保障を実現。**

◆**お申込手続きが簡単。**

医師の診査がなく、告知書の提出のみでお申し込みになれます。

福利厚生
制度に

保険期間:平成30年4月1日～平成31年3月31日

全国情報ネットワーク協同組合

〈この資料は加入勧奨資料です〉

従業員の福利厚生制度を団体保険のスケールメリットにより、お手頃な掛金で実現します。

従業員の死亡退職金、
弔慰金の準備資金

従業員の
モチベーションアップ

団体保険ならではのスケールメリットにより、お手頃な掛金で大きな保障準備が可能です。

簡単な手続きで
お申し込みいただけます。

保障額表(掛金表)

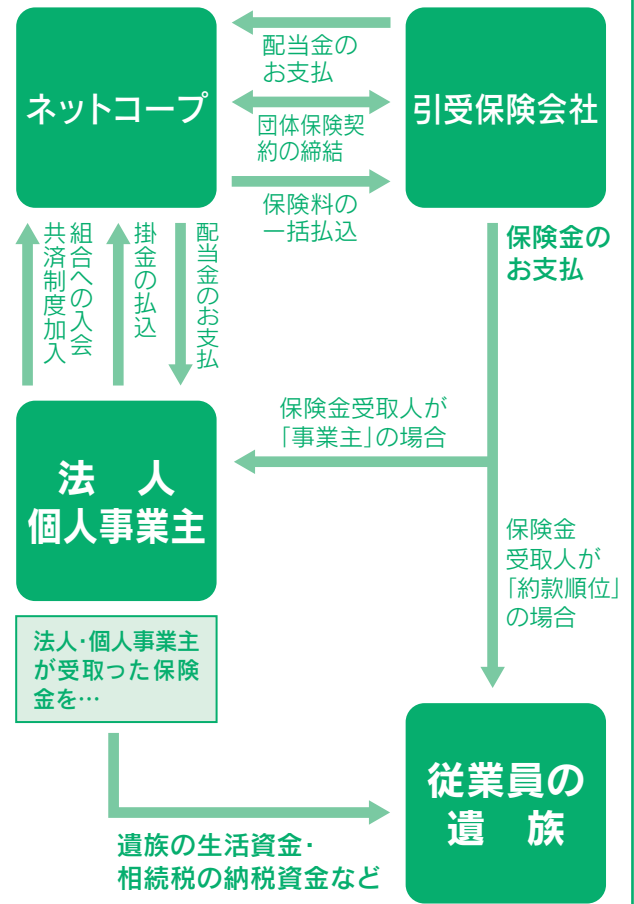
☆ ■ 保障額と月額掛金

(単位:円)

	保険年齢(歳)	生年月日 範囲	性別	死亡・高度障害保険金			
				2,000万	1,000万	500万	300万
掛金(円)	15-35	昭57.10.2~平15.10.1	男	2,880	1,440	720	432
	36-40	昭52.10.2~昭57.10.1		3,620	1,810	905	543
	41-45	昭47.10.2~昭52.10.1		4,680	2,340	1,170	702
	46-50	昭42.10.2~昭47.10.1		6,560	3,280	1,640	984
	51-55	昭37.10.2~昭42.10.1		9,500	4,750	2,375	1,425
	56-60	昭32.10.2~昭37.10.1		13,480	6,740	3,370	2,022
	61-65	昭27.10.2~昭32.10.1		19,420	9,710	4,855	2,913
	66-70	昭22.10.2~昭27.10.1		31,600	15,800	7,900	4,740
継続のみ	71	昭21.10.2~昭22.10.1	-	-	-	6,324	
	72	昭20.10.2~昭21.10.1	-	-	-	6,942	
	73	昭19.10.2~昭20.10.1	-	-	-	7,623	
	74	昭18.10.2~昭19.10.1	-	-	-	8,394	
	75	昭17.10.2~昭18.10.1	-	-	-	9,282	
掛金(円)	15-35	昭57.10.2~平15.10.1	女	2,040	1,020	510	306
	36-40	昭52.10.2~昭57.10.1		2,940	1,470	735	441
	41-45	昭47.10.2~昭52.10.1		3,480	1,740	870	522
	46-50	昭42.10.2~昭47.10.1		4,520	2,260	1,130	678
	51-55	昭37.10.2~昭42.10.1		5,940	2,970	1,485	891
	56-60	昭32.10.2~昭37.10.1		7,120	3,560	1,780	1,068
	61-65	昭27.10.2~昭32.10.1		9,520	4,760	2,380	1,428
	66-70	昭22.10.2~昭27.10.1		14,220	7,110	3,555	2,133
継続のみ	71	昭21.10.2~昭22.10.1	-	-	-	2,772	
	72	昭20.10.2~昭21.10.1	-	-	-	3,066	
	73	昭19.10.2~昭20.10.1	-	-	-	3,402	
	74	昭18.10.2~昭19.10.1	-	-	-	3,792	
	75	昭17.10.2~昭18.10.1	-	-	-	4,242	

※年齢群別保険料率を使用しているため、掛金は年齢・性別により異なります。
 ※上記掛金は加入者の総保険金額が500億円以上1,000億円未満の場合の正規掛金です。
 ※上記掛金には、保険料に加え保険金額100万円あたり40円の事務運営費が含まれております。
 この保険から脱退されても、解約返戻金等はありません。

しくみ図



税法上の取扱 (平成30年6月現在) * 将来、税法等の改正により変更される可能性があります。

- ◎ 組合員事業所の役員・従業員を普遍的な基準で加入させた場合に限りです。
- 保険料について ※ 保険料とは、掛金より事務運営費を差引いた額を指します。
 法人の負担した保険料は、福利厚生費として全額損金となります。(法人税基本通達9-3-5)
 個人事業主が従業員のために負担した保険料は全額必要経費として処理できます。(所得税個別通達 直審3-7)
 なお、個人事業主が自身のために負担した場合の保険料(配当金相当額があればそれを差引いた額)は、生命保険料控除の対象となります。
 (所得税法第76条/地方税法第34条・第314条の2) * 事務運営費の税務取扱いにつきましては、所轄の税務署や関与税理士等専門家にご相談ください。
- 死亡保険金について
 <弔慰金として支給された場合> 業務上死亡の場合は月収の3年分・業務外死亡の場合は月収の半年分の金額まで非課税です。(相続税法基本通達3-20)
 <死亡退職金として支給された場合> 相続人が受取る死亡退職金は、「500万円×法定相続人の数」まで非課税です。(相続税法第12条)
- 高度障害保険金について
 <見舞金として支給された場合> 社会通念上相当と認められるものについては、非課税となります。(所得税基本通達9-23)
 <受取人が被保険者本人の場合> 全額非課税となります。(所得税基本通達9-21)
 * 上記は一般的な経理処理を掲載しています。個別の税務の取り扱いにつきましては、所轄の税務署や関与税理士等専門家にご相談ください。

ご加入のモデルケース

● A社：従業員30名

- ・社長 ————— 50歳(男性) 1名
- ・部長クラス — 45歳(男性) 3名
- ・課長クラス — 35歳(男性) 5名
- ・勤続年数5年以上 — 30歳(男性) 10名
- ・勤続年数5年未満 — 加入せず

● 加入形態

- ・掛金負担者 ——— 法人・個人事業主
- ・被保険者 ——— 従業員
- ・保険金受取人 — 法人・個人事業主

	死亡・高度障害保険金	加入人数	月々の掛金(1人当り)	月々の合計掛金
社 長	2,000万円	1名	6,560円	6,560円
部長クラス	1,000万円	3名	2,340円	7,020円
課長クラス	500万円	5名	720円	3,600円
一般従業員	300万円	10名	432円	4,320円
合 計		19名	—	21,500円

役員・従業員が死亡・高度障害状態の場合、上記保険金が支払われます。

上記掛金は加入者の総保険金額が500億円以上1,000億円未満の場合の正規掛金です。

死亡退職金・弔慰金準備に向いています。

法定労働災害補償(労災)の支給に関係なく支払われます。

剰余金があれば契約者配当金として支払われます。

保険料は全額損金扱いとなります。

この保険から脱退されても解約返戻金等はありません。

〈税務のお取扱い(平成30年5月現在)〉

上記は一般的な経理処理を掲載しています。個別の税務の取り扱いにつきましては、所轄の税務署や関与税理士等専門家にご相談ください。将来、税法等の改正により変更される可能性があります。

■ 保険金のお支払について

業務上・業務外を問わず、下記支払要件を満たしたものに限りお支払いします。

- 死亡保険金のお支払
被保険者が保険期間中に死亡された場合にお支払いします。
 - 高度障害保険金のお支払
被保険者が保険期間中に加入日以後の傷害または疾病を原因として次のいずれかの高度障害状態になられた場合にお支払いします。
- 対象となる高度障害状態
- 両眼の視力を全く永久に失ったもの
 - 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
 - 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
 - 胸部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
 - 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

★ ■ 加入資格

全国情報ネットワーク協同組合(ネットコープ)の組合員企業の役員・従業員および全国情報ネットワーク協同組合(ネットコープ)の役員・従業員で申込日現在健康で正常に就業しており、平成30年4月1日現在14歳6カ月を超え70歳6カ月までの方で加入(増額)に同意した方とします。

※組合員企業が当組合を脱会された場合、または組合員企業もしくは当組合を退職された場合は、加入資格が喪失し、ご加入は継続できませんので、共済事務局に脱退をお申し出ください。

<加入(増額)申込時の告知について>

過去1年以内に病気やケガで手術を受けたこと、または継続して2週間以上の入院をしたことがある方などは、ご加入(増額)いただけない場合がありますので、告知すべき事項がある場合には、別途所定の告知書をご提出ください。

■ 保険期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間です。以後特段のお申し出のない限り、自動的に更新します。保険期間の中途においての加入者については、その中途加入日から平成31年3月31日までが初年度の保険期間となります。(更新日は4月1日)

※なお、団体定期保険契約の更新にあたっては、主たる被保険者(以下「本人」)の数が、所定の被保険者数と加入率(加入資格を有する方のうち、加入者の割合)を満たすことが必要です。毎年の更新時に本人の数が、所定の被保険者数と加入率のいずれかを下回った場合、団体定期保険契約が更新されないことがあります。

■ 効力の発生日(加入日)

- 第1回掛金振込方式の場合：毎月5日までにお申込みのあった分については、翌月1日より効力が発生します。
- 第1回掛金口座振替方式の場合：毎月5日までにお申込みのあった分については、翌々月1日より効力が発生します。

■ 掛金の払込

- 第1回掛金振込方式の場合：
第1回掛金および第2回掛金を申込月の26日までに指定口座にお振込ください。第3回掛金より口座振替となります。(口座振替日：毎月26日)
- 第1回掛金口座振替方式の場合：
第1回掛金は、効力の発生日の前月26日に口座振替となります。但し初回掛金が払い込まれない場合は加入申込は取消となります。第2回目以降の掛金の口座振替ができなかった場合は、次月の振替日に2カ月分の口座振替を行います。さらに口座振替ができなかった場合はさかのぼって脱退としてお取扱いします。

■ 継続加入

- 一旦加入しますと、更新時の健康状態にかかわらず、70歳6カ月まで、前年の加入保険金額と同額以内で更新いただけます。
- 70歳6カ月超～75歳6カ月まで、300万円を限度に更新いただけます。

■ 脱退について

脱退は毎月末日までに取扱者・事務局へご連絡ください。脱退お申し出の翌月まで保障し、脱退処理は翌々月の1日に完了となります。

■ 契約者配当金

毎年1回の収支計算を行い、剰余金があれば契約者配当金として生命保険会社から契約者へ支払われます。契約者はこの配当金の一部を共済制度運営費に充当し、残額を加入者にお支払いします。なお、期中途で死亡(または高度障害)・脱退となった加入者分はお支払いの対象となりません。保険金のお支払状況等によっては配当金が0になる可能性があります。

■ 生命保険料控除額について(平成30年6月現在)

(個人事業主が自身のために保険料を負担した場合)
お支払いいただいた掛金より事務運営費を除く保険料部分から配当金相当額(契約者配当金から共済制度運営費を控除した残金を分配した金額)を差し引いた金額が生命保険料控除の対象となります。(所得税法第76条/地方税法第34条・第314条の2) ※将来、税法等の改正により変更される可能性があります。

■ 申込方法

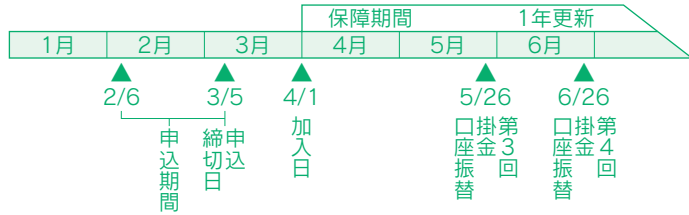
加入申込書兼告知書に必要事項を記入・押印の上お申込みください。

★ ■ 保険金等の受取人・請求

死亡(または高度障害)保険金受取人は、加入申込書兼告知書の「保険金受取人」欄の「事業主」約款順位<本人の死亡保険金受取人は団体定期保険(S51)約款第39条に規定する保険金受取人の指定がない場合の順位を適用します(配偶者・子(子が死亡している場合には、その直系卑属)・父母・祖父母・兄弟姉妹の順)>の中から加入者の同意を得て選択していただいた方とします。ただし、個人事業主本人が被保険者として加入する場合は、死亡保険金受取人に「事業主」を指定することはできません。保険期間中に加入者が死亡(または、高度障害)した場合は、全国情報ネットワーク協同組合に備えつけの必要書類により、ご請求手続きを行ってください。なお、事業主を保険金受取人とする場合、死亡保険金は遺族の、高度障害保険金は本人の了知が必要となります。保険金等の請求の権利は、3年間請求がないときには消滅します。

お申込みの手続きと保障の開始について

- ①第1回掛金振込方式の場合
第1回掛金および第2回掛金を申込月の26日までに指定口座にお振込ください。第3回掛金より口座振替となります。(口座振替日:毎月26日)
- ②第1回掛金口座振替方式の場合
第1回掛金は、効力の発生日の前月26日に口座振替となります。
※以後、当月分掛金を前月26日に自動的に口座振替いたします。
但し、26日が休日の場合は、翌営業日が口座振替日となります。
(例)第1回掛金振込方式の場合(4/1加入日の場合の例)



諸手続きの締切日(事務局必着日)

手続内容	締切日	加入日(効力の発生日)
加入	①振込方式の場合 →加入日の前月5日 ②口座振替方式の場合 →加入日の前々月5日	毎月1日
減額	異動日の前々月5日	
振替口座変更	振替日の前月5日	
脱退	異動日の前々月末	

- 増額は更新日からのみ取扱いとなります。
- 締切日を過ぎた加入・脱退等の手続きは次回の加入日・脱退日扱いとなりますので、手続きは速やかにお願いたします。
- 締切日が土曜・日曜・祝日と重なる場合は、前営業日に繰り上がりますのでご注意ください。

保険金をお支払いできない場合

●死亡保険金、高度障害保険金について

次の場合には免責となり、死亡保険金・高度障害保険金をお支払いできませんので、お申込みに際し、特にご注意ください。

- (1)被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき
- (2)保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき
(高度障害状態にさせたとき)
- (3)被保険者の故意で高度障害状態となったとき
- (4)保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
(高度障害状態にさせたとき)
- (5)被保険者が戦争その他の変乱によって死亡したとき
(高度障害状態になったとき)(注)

※上記の他、告知義務違反による解除、重大事由による解除、その他の解除、詐欺による取消し、不法取得目的による無効、失効などの場合にも保険金はお支払いできません。

※上記は増額された場合の増額部分についても適用されます。

(注)その該当被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、当会社は、その程度に応じ、保険金の全額を支払わず、またはその金額を減額して支払うことがあります。

- 必ず、「ご契約内容(契約概要)・特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」を熟読いただき、この保険(保障の内容・金額等)がご自身のご意向に合致しているかご確認のうえお申込みください。

被保険者の同意について

ご契約にあたっては、契約内容について被保険者となるべき方全員に、被保険者となることに対する同意確認をしていただきます。同意確認は、被保険者の加入申込書兼告知書への記名・押印により行わせていただきます。

被保険者(加入者)の皆様へ

当制度は契約者…全国情報ネットワーク協同組合、被保険者…全国情報ネットワーク協同組合(ネットコープ)の組合員企業ならびに全国情報ネットワーク協同組合(ネットコープ)の役員・従業員、掛金負担者…全国情報ネットワーク協同組合の組合員企業、とした保障期間1年の団体定期保険です。ご加入にあたっては、パンフレット(加入勧奨資料)記載の内容(特に☆印事項)をご確認ください。なお、ご加入いただける保険金額については加入申込書兼告知書記載の金額のみです。パンフレット(加入勧奨資料)とあわせてご確認ください。

■保険金受取人の変更について

すでに当制度にご加入の方で、死亡保険金受取人を変更される場合は、「任意加入団体用受取人変更請求書」で別途お手続きください。すべての被保険者について、遺言により死亡保険金の受取人を変更することはできません。

脱退者に対する取扱い

本制度に2年を超えて継続加入後、加入資格の喪失等※により脱退する場合、脱退後1ヵ月以内であれば、無診査・無告知で脱退前の主契約保険金額(メットライフ生命の引受割合分)の範囲内で、メットライフ生命の個人保険に加入することができます。なお、個人保険の取扱規定に準じますので、お取り扱いできない場合もあります。ご希望の方はお問合せください。
※組合員企業が当組合を脱会された場合、組合員企業もしくは当組合を退職された場合、または継続可能年齢の超過による脱退をいいます。

制度の運営

この共済制度は全国情報ネットワーク協同組合(ネットコープ)が下記の生命保険会社と締結した団体定期保険契約に基づき運営します。なお、当制度はその運営を安全かつ円滑にするために内容の一部を変更することがあります。

この保険は共同取扱契約であり、事務幹事会社が各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。

下記の引受保険会社は各ご加入者の加入保険金額のうち、それぞれの引受割合(平成30年6月1日現在)による保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

(引受保険会社および引受割合)

メットライフ生命保険株式会社(40%) (事務幹事)

〒102-8525 東京都千代田区紀尾井町1-3

東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー

第一生命保険株式会社(25%)

日本生命保険相互会社(25%)

明治安田生命保険相互会社(5%)

三井生命保険株式会社(5%)

【生命保険募集人について】

生命保険募集人は、お客様と保険会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して、保険会社が承諾したときに有効に成立します。

【お知らせ】

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、給付金額、年金額などが削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、給付金額、年金額などが削減されることがあります。詳細につきましては、生命保険契約者保護機構(TEL:03-3286-2820)までお問い合わせください。なお、生命保険契約者保護機構に関すること以外のご質問については、引受保険会社へお問い合わせください。

【個人情報に関する重要事項】

この保険の運営にあたっては、保険契約者は加入対象者(被保険者)の氏名、性別、生年月日、健康状態等(以下「個人情報」といいます。)を取り扱い、引受保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提出いたします。保険契約者は、提出された個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。各引受保険会社は、受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務の目的で利用(注)します。また、引受保険会社は、保険契約者、他の引受保険会社、再保険会社、募集代理店を含む委託先、および共同利用を行うグループ会社に、上記の利用目的の範囲内で個人情報(本保険以外で引受保険会社が知り得る情報を含みます。)を提供します。なお、この他法令に根拠があるときは、上記にかかわらず、個人情報を提供する場合があります。また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き保険契約者および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じた個人情報を取り扱われます。引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

<その他>

(1)死亡保険金受取人の個人情報の取り扱いについて

指定された死亡保険金受取人(以下、受取人)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取り扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取り扱いについての同意を取得してください。

(2)事業所を経由する場合の個人情報の取り扱いについて

個人情報、この保険の運営上、加入対象者の所属する事業所を経由して保険契約者へ提出される場合、または保険契約者からその事業所へ個人情報が提供される場合は、その事業所は提出された(提供された)個人情報を、保険契約者と同様に取り扱います。

お問合せ先

ネットコープ共済事務局

フリーダイヤル 0120-368-377

受付時間/午前10:00~11:30 午後1:30~4:00(土・日・祝祭日除く)

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-3-11 第一中央ビル2階

TEL 03-3517-4501 FAX 03-3517-4500

メールアドレス:nc-kyosai@net-coop.jp HP:http://www.net-coop.jp

メットライフ生命 EBサポート部ダイレクトサービス課

Tel:03-6775-5620